

いわき明星大学同窓会会則 新旧対照表

改正後	改正前
<p>(略)</p> <p>第 20 条 本会の正会員は、<u>卒業年次</u>に入会金を納入し、所定の会費を納入しなければならない。</p>	<p>(略)</p> <p>第 20 条 本会の正会員は、<u>卒業時</u>に入会金を納入し、所定の会費を納入しなければならない。</p>
<p>(略)</p> <p>第 23 条 本会則は、役員会の審議を経て、<u>総会出席者の過半数の同意を得なければ</u>これを改廃することができない。</p>	<p>(略)</p> <p>第 23 条 本会則は、役員会の審議を経て、<u>総会の同意を得なければ</u>これを改廃することができない。</p>
<p>(略)</p> <p>第 26 条 支部は、<u>学部、地域、職域別</u>に置くことができる。</p> <p>但し、支部を結成した時は、支部規約、及び会員名簿を添え、本会に届け出、役員会の承認を得なければならない。</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>第 26 条 支部は、<u>地域、職域別</u>に置くことができる。</p> <p>但し、支部を結成した時は、支部規約、及び会員名簿を添え、本会に届け出、役員会の承認を得なければならない。</p> <p>(略)</p>
<p><u>附則 この会則は、1997年(平成9年)11月2日から施行する。</u></p> <p><u>附則 この会則は、2015年(平成27年)6月20日から施行する。</u></p>	<p><u>第 29 条 本会則は、1997年(平成9年)11月2日より効力を発する。</u></p> <p><u>(新規)</u></p>